

不用品回収を頼む前のチェックリスト

許可の確かめ方・家電4品目・見積書の確認項目・当日の注意 | 見積もり比較表つき | 登録不要・無料

ふれあいの丘
生前整理支援センター
1 / 4

使い方:業者に頼む前に、上から順に確かめる

1 許可

家庭の不用品を回収できる
許可か(1ページ目)

2 家電4品目

家電リサイクル法の扱い(2
ページ目)

3 見積書

追加料金・キャンセル料など
(2ページ目)

4 比べる

3社の見積もり比較表(3ペ
ージ目)

5 当日

作業前の確認と、困ったとき
の相談先(4ページ目)

確かめた項目の□に✓を入れます。「出典」の記号は4ページ目の出典一覧の番号です。エクセル版(合計を自動計算)も同じページから無料でダウンロードできます。

1 許可の確認 環境省「無許可の回収業者を利用しないでください」・廃棄物処理法 第7条

家庭から出る不用品(一般廃棄物)を回収できるのは、市区町村の一般廃棄物処理業(収集運搬業)の許可か、市区町村の委託を受けた業者です。金額を比べる前に、まず許可を確かめます。

✓	確かめること	出典
☐	頼む業者が「一般廃棄物(収集運搬業)の許可」が「市区町村の委託」を受けているか確かめた	E01・E03
☐	その許可は、回収する場所(実家なら実家)がある市区町村のものか確かめた	廃棄物処理法 第7条第1項
☐	「産業廃棄物処理業の許可」「古物商の許可」だけの業者ではないか確かめた(チラシの許可番号だけで判断しない)	E01・E02
☐	市区町村のホームページ(許可業者の一覧)や窓口で、業者名と許可を照らし合わせた	N01
☐	許可の内容に、一般家庭から出る廃棄物の収集・運搬が含まれるかを市区町村の窓口で確かめた	N02
☐	許可の有効期限(更新されているか)を確かめた	廃棄物処理法 第7条第2項
☐	依頼したあとで無許可業者だと分かったら、作業を断る	N01
☐	売れる物(中古品の買取り)は、古物商の許可を持つ信用できる業者に、処分とは別に頼む	E01

産業廃棄物処理業の許可・古物商の許可では、家庭の不用品は回収できません(環境省)

- 産業廃棄物処理業の許可は工場や企業の廃棄物进行处理するための許可、古物商の許可は中古品などの売買を行うための許可です。チラシやホームページに許可番号が書いてあっても、許可の種類を確かめます。
- 一般廃棄物の収集運搬業の許可は、回収する区域を管轄する市町村長が出します(廃棄物処理法 第7条第1項)。実家の片付けなら、実家がある市区町村の許可かを確かめます。
- 市区町村によっては、一般廃棄物処理業の許可業者でも、許可の内容に一般家庭から出る廃棄物の収集・運搬が含まれない場合があります(国民生活センター)。分からないときは、市区町村の窓口にお問い合わせます。

不用品回収を頼む前のチェックリスト

家電4品目の扱いと、見積書で確かめる項目

2 家電4品目 家電リサイクル法 第9条・施行令 第1条・環境省「家電リサイクル法の概要」

エアコン・テレビ・冷蔵庫／冷凍庫・洗濯機／衣類乾燥機の4品目は家電リサイクル法の対象です。買い替えなら新しく買う店、処分だけならその製品を買った店に引き取りを頼み、リサイクル料金と収集運搬料金を支払います。

✓	確かめること	出典
☐	処分する物に家電4品目が入っているか確かめた	N01・施行令 第1条
☐	買い替えなら新しく買う店、処分だけならその製品を買った店に引き取りを頼めるか確かめた	N01・家電リサイクル法 第9条
☐	リサイクル料金と収集運搬料金がかかることを確かめた	E01・E04
☐	家電リサイクル券を受け取り、券の番号でメーカーへの引き渡しを確認できるようにした	E01
☐	買った店が分からないときは、市区町村に処分方法を問い合わせた	E05
☐	4品目以外の家電は、市区町村のルールで処分する	E03・E05

3 見積書で確かめる項目 国民生活センター「見積もりを取るときのポイント」

国民生活センターは、市区町村以外に頼むときは許可業者を探し、複数社から見積もりを取り、追加料金がかからないことなどを十分に確かめてから頼むよう呼びかけています。安価な定額パックや「トラック詰め放題」の広告でも、基本料金のほかに人件費や廃棄費用などの名目で追加料金がかかり、高額になったトラブルがあります。

✓	確かめること	出典
☐	複数の業者から見積もりを取った(比較表は3社分)	N01
☐	回収する品目と量(見積もりの前提)が書かれている	N01・N02
☐	作業内容と料金が明確に書かれている	N01
☐	追加料金の有無と、追加料金がかかる条件が書かれている	N01
☐	基本料金のほかの名目(人件費・廃棄費用など)が内訳に入っている	N01
☐	車両の台数や積める量の条件が、量に見合っている	N01・N02
☐	キャンセル料(いつから・いくら)が書かれている	N01
☐	総額を口頭で聞くだけでなく、内訳の書かれた見積書・契約書面を受け取れる	N02

不用品回収を頼む前のチェックリスト

業者3社の見積もり比較表(手書き用)

4 見積もり比較表

同じ品目・量・作業内容で見積もってもらうと比べやすくなります

許可の種類が「一般廃棄物収集運搬業の許可」か「市区町村の委託」でない業者は、合計が安くても家庭の不用品は頼めません。金額の欄は見積書の名目どおりに書き写します。エクセル版では合計が自動で出ます。

確かめる項目	業者A	業者B	業者C
業者名			
許可の種類(一般廃棄物収集運搬業の許可／市区町村の委託／それ以外)			
許可を出した市区町村と許可番号			
許可の有効期限(更新)			
市区町村の許可業者一覧・窓口で確かめたか			
回収する品目			
量(見積もりの前提:部屋・点数・車両の台数など)			
作業内容(運び出し・分別など、見積もりに入る作業)			
家電4品目の扱い(リサイクル料金・収集運搬料金／家電リサイクル券)			
追加料金がかかる条件			
キャンセル規定(いつから・いくら)			
内訳の書かれた見積書・契約書面を受け取れるか			
見積もりの金額(税込)			
基本料金(円)			
人件費(作業員の人数・時間)(円)			
廃棄費用(処分費)(円)			
家電4品目のリサイクル料金・収集運搬料金(円)			
そのほかの費用(見積書の名目どおり)(円)			
合計			

不用品回収を頼む前のチェックリスト

契約前・当日の注意と、困ったときの相談先・出典

5 契約前・当日の注意 国民生活センター「消費者へのアドバイス」

✓	確かめること	出典
☐	当日は作業の前に、料金と作業内容をもう一度確かめる	N01
☐	見積もりからの変更を持ちかけられて納得できなければ、作業の前に断る	N01
☐	事前に聞いていない高額な請求は、後日納得した金額で払う意思を示し、その場での支払いを断る	N01
☐	身の危険を感じたら、警察に連絡するの一つの方法	N01
☐	その場で契約した・広告の金額と請求額が大きく違うときは、クーリング・オフ等が使えるか消費生活センター等に相談する	N01
☐	困ったら一人で悩まず消費生活センター等へ(消費者庁の「消費者ホットライン」が身近な窓口を案内)	N01・C01

困ったときは、消費生活センター等に相談する

不安に思ったときやトラブルになったときは、一人で悩まず最寄りの消費生活センター等に相談しましょう(国民生活センター)。消費者庁の「消費者ホットライン」は、地方公共団体が設置している身近な消費生活センターや消費生活相談窓口を案内しています。処分の方法が分からないときは、住んでいる市区町村の窓口にたずねます(環境省)。

メモ(市区町村の窓口でたずねたこと・業者とのやりとり)

出典(2026年10月5日確認)

E01 環境省「廃棄物の処分に『無許可』の回収業者を利用しないでください！」(Q&A)(日付表記なし(国民生活センター 2022年11月の報告書が参照)) <https://www.env.go.jp/recycle/kaden/tv-recycle/qa.html>

E02 環境省 ちらし「廃家電や粗大ごみなど、廃棄物の処分に『無許可』の回収業者を利用しないでください！」(PDF)(日付表記なし(E03 の情報発信ツール一覧・平成26年)) <https://www.env.go.jp/content/900534097.pdf>

E03 環境省「いらなくなった家電製品は正しくリユース・リサイクル！」(日付表記なし) <https://www.env.go.jp/recycle/kaden/tvrecycle.html>

E04 環境省「家電リサイクル法の概要」(日付表記なし) <https://www.env.go.jp/recycle/kaden/gaiyo.html>

E05 環境省 ちらし「いらなくなった家電は『正しく』リサイクル！」(PDF)(日付表記なし(E03 の情報発信ツール一覧・平成26年)) https://www.env.go.jp/recycle/kaden/tv-recycle/attach/ad_tool26-02.pdf

N01 国民生活センター「不用品回収サービスのトラブルー市区町村から一般廃棄物処理業の許可を受けず、違法に回収を行う事業者に注意！ー」(2022年11月2日公表・11月11日更新) https://www.kokusen.go.jp/news/data/n-20221102_1.html

N02 国民生活センター 同 報告書本文(PDF)(令和4年11月2日) https://www.kokusen.go.jp/pdf/n-20221102_1.pdf

N03 国民生活センター 同 啓発資料「不用品回収サービスのトラブル防止のポイント」(PDF)(2022年11月) https://www.kokusen.go.jp/pdf/n-20221102_1_lf.pdf

C01 消費者庁「消費者ホットライン」(日付表記なし) https://www.caa.go.jp/policies/policy/local_cooperation/local_consumer_administration/hotline/index.html

L01 廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)(e-Gov法令検索(現行)) <https://laws.e-gov.go.jp/law/345AC0000000137>

L02 特定家庭用機器再商品化法(家電リサイクル法・平成10年法律第97号)(e-Gov法令検索(現行)) <https://laws.e-gov.go.jp/law/410AC0000000097>

L03 特定家庭用機器再商品化法施行令(平成10年政令第378号)(e-Gov法令検索(現行)) <https://laws.e-gov.go.jp/law/410CO0000000378>